

山梨県公報

第千三百六十七号

平成十五年

二月二十日

木曜日

目次

告示

山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱に基づく指定地域を定める告示を廃止する告示……………一五七

保安林の指定の予定……………一五七

収去飼料の試験結果の概要……………一五七

急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)……………一五九

公告

土地区画整理組合の解散認可……………一六〇

教育委員会

南アルプス市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則……………一六〇

山梨県教科用図書採択地区の設定の告示の一部改正……………一六〇

人事委員会

第六十回(平成十五年度)警察官A及び警察官B採用試験の実施……………一六一

公安委員会

遊技機の型式の検定……………一六八

告示

山梨県告示第百五十五号

山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱に基づく指定地域を定める告示(昭和四十八年山梨県告示第四百八十九号の二)は、廃止し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

山梨県公報 第千三百六十七号 平成十五年三月二十日

うに保安林の指定をする予定である。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

保安林の所在場所

西八代郡下部町常葉字山口山七五九七、七五九七内一、七五九九、七六〇二の一、七六〇三、七六〇三内一、七六〇三内二、七六〇四の一、大字常葉字山口山七六〇四の四、常葉字山口山七六三五、七六三九の一、七六四〇の一、七六四七の二、七六四七内二、七六四八、上九一色村梯字大沢九九五内一、九九五内二、字向山一〇〇〇、一〇〇一、南巨摩郡早川町笹走字東嶺三六二、字居平四八二、四八四から四八六まで

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沢九九五内一・九九五内二・字向山一〇〇〇・一〇〇一・字東嶺三六二(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、字居平四八二、四八四・四八五(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第七項の規定により、平成十四年八月及び平成十五年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

製造事業場所等の名称及び所在地		収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要						
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
中部飼料(株) 本社工場 愛知県知多市	山梨県中巨摩郡白根町在家塚 三階屋(株)		マル中印乳用牛飼育用 配合飼料 αニューデリー73	一四・八	一八・二	四・四	八・〇	六・六	〇・九七	〇・六三	
同	同		マル中印子豚育成用 配合飼料 コブタE M E	一四・八	一五・四	四・一	三・〇	四・二	〇・六八	〇・四九	
同	同		マル中印成鶏飼育用 配合飼料 PB2レイヤー	一五・一	一七・九	七・四	三・一	一三・四	四・二〇	〇・五六	
日本農産工業(株) 横浜工場 神奈川県横浜市	山梨県南巨摩郡増穂町青柳町 磯野商店		ノーサン印乳用牛飼育用 配合飼料 ポンプUP16	一四・八	一六・一	三・四	四・四	五・一	〇・七〇	〇・五二	
同	同		ノーサン印乳用牛飼育用 配合飼料 オイルラウンド18	一四・八	一九・三	三・七	七・九	六・五	〇・七三	〇・七八	
清水港飼料(株) 清水工場 静岡県清水市	山梨県甲府市上小河原町 (有)山興		まるス印子豚育成用 配合飼料 ストレイトU	一四・八	一六・八	五・〇	三・〇	四・一	〇・五五	〇・五一	
同	同		肉牛用配合飼料 のじり	一五・一	一四・六	三・一	五・六	三・九	〇・三八	〇・五六	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

● 土地区画整理組合の解散認可
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。
 平成十五年三月二十日

- 一 組合の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
 富士吉田市城山東土地区画整理組合
 二 事務所所在地
 富士吉田市下吉田千八百四十二番地
 三 解散認可の年月日
 平成十五年三月七日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第六号

南アルプス市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

南アルプス市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

（山梨県立高等学校学則の一部改正）

第一条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立巨摩高等学校の項中「中巨摩郡榑形町」を「南アルプス市」に改め、山梨県立白根高等学校の項中「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改める。

（山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 小笠原の項中「（中巨摩郡）八田村、白根町、榑形町、芦安村、甲西町、若草町」を「南アルプス市」に改める。

（山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則の一部改正）

第三条 山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立わかば養護学校の項中「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改め

る。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第四条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県峡中教育事務所の項中「及び甲府市」を「、甲府市及び南アルプス市」に改める。

（山梨県立養護学校通学区域等に関する規則の一部改正）

第五条 山梨県立養護学校通学区域等に関する規則（平成八年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項中「並びに葑崎市」を「、葑崎市並びに南アルプス市」に改め、同表山梨県立わかば養護学校（小学部・中学部）の項及び同（高等部）の項中「及び葑崎市」を「、葑崎市及び南アルプス市」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条の規定による山梨県教科用図書採択地区の設定（昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

表 中	摩 中 巨	中巨摩郡（竜王町・敷島町・玉穂町・昭和町・田富町・八田村・芦安村・白根町・若草町・榑形町・甲西町）	を	摩 中 巨
南アルプス	中巨摩（竜王町・敷島町・玉穂町・昭和町・田富町）		に改める。	

人事委員会

● 第六十回（平成十五年度）警察官A及び警察官B採用試験の実施
第六十回（平成十五年度）警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。
平成十五年三月二十日

山梨県人事委員会

委員長

坂

本

宏

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
警察官A（男性）	21名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
警察官A（女性）	4名程度	
警察官B（男性）	12名程度	
警察官B（女性）	2名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

① 年齢及び性別

試験職種	年齢及び性別
警察官A（男性）	昭和48年4月2日以降に生まれた男性
警察官A（女性）	昭和48年4月2日以降に生まれた女性
警察官B（男性）	昭和48年4月2日から昭和61年4月1までに生まれた男性
警察官B（女性）	昭和48年4月2日から昭和61年4月1までに生まれた女性

② 勤務可能日

平成15年10月1日

③ 学歴

【警察官A（男性）及び警察官A（女性）】

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成15年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

【警察官B（男性）及び警察官B（女性）】

次の者を除く。

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成15年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成16年3月に高等学校等を新規に卒業する者は受験できないものとする。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) その他

警察官A及び警察官Bは、重複して受験できないものとする。

3 受付期間

平成15年3月31日（月）から平成15年4月30日（水）まで

（郵送の場合は、平成15年4月30日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 試験の日及び場所

(1) 第1次試験

平成15年5月18日（日）（受付時間は、午前8時40分から午前9時まで）

山梨学院大学（甲府市酒折二丁目4-5）

(2) 第2次試験

区 分	試 験 日	場 所
第 1 回	平成15年6月4日（水）	甲府市及び中巨摩郡 （第1次試験合格通知書で指定する。）
第 2 回	平成15年6月23日（月）	
	平成15年6月24日（火） のうち指定する一日	

5 試験の方法

(1) 第1次試験

区 分	内 容
教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の試験を行う。択一式により50題出題する。 (出題分野) 社会・人文・自然・ 判断推理・数的処理・ 文章理解・資料解釈等
論 文 (90分)	【警察官Aのみ実施する】警察官として必要な理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
作 文 (60分)	【警察官Bのみ実施する】警察官として必要な構成力、表現力等について文章による試験を行う。
受験資格等調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

※ 論文、作文は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するため、第1次試験合格者のみ採点する。

第1次試験日に論文、作文を受験しなかった場合、教養試験の採点を行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

(2) 第2次試験

区 分	内 容
第 1 回	身体・体力検査 職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かを検査する。(検査項目別掲)
	適 性 検 査 警察官として必要な素質や適性について検査を行う。
第 2 回	面 接 試 験 個別面接により、人物について面接試験を行う。
	身 体 検 査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。(検査項目別掲)

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 身体・体力検査項目

検査項目		基 準	
		警察官A(男性)及び警察官B(男性)	警察官A(女性)及び警察官B(女性)
身 体 検 査	身長	160cm以上であること。	155cm以上であること。
	体重	47kg以上であること。	43kg以上であること。
	胸囲	78cm以上であること。	
検 査	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	正常であること。	
	聴力	正常であること。	
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
体力検査		敏しょう性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。	

※第2次試験(第1回)においては、関節及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第2次試験(第2回)の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査にあたり保管ケースを持参すること。

6 合格者の発表

第1次試験合格者発表	最終合格者発表
5月下旬に山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。	7月下旬に山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。

※上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある)。
 なお、電話での問い合わせについては、応じていない。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局
第2次試験	受験者			

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。

(2) 採用は、原則として平成15年10月以降である。

(3) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9 給与等

(1) 給料月額（平成15年4月1日現在）

学歴	大学卒	短期大学卒	高等学校卒
初任給	204,000円	186,800円	171,200円

(参考) 会社、官庁等の経歴のある者は、一定の基準で加算される。

(2) 諸手当

期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。

(3) 被服等

勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。

(4) 住 宅

各地域に独身寮や、職員住宅が整備されている。

☆ 受 験 手 続

申込方法と受験票交付	持参による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。 受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。
	郵送による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には50円切手をはり、宛て先を明記すること。封筒の表に「警察官A受験」又は「警察官B受験」と朱書きし、山梨県警察本部警務課あてに必ず書留郵便で送ること。受験票は5月10日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は問い合わせること。
	受験票が交付されたら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真をはってない場合は受験できない。	
<p>● 受付期間 平成15年3月31日（月）から平成15年4月30日（水）まで （土曜日、日曜日及び祝日は除くが、県内各警察署では土曜日、日曜日及び祝日も受け付ける。）</p> <p>● 受付時間 午前8時30分から午後5時まで （郵送の場合は、平成15年4月30日までの消印のあるもの限り受け付ける。）</p>		

■試験に関する問い合わせ先■

- ・山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1821
- ・山梨県警察本部警務課 〒400-8586 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-235-2121(内線2632)
- ・山梨県内各警察署 0120-314874(フリーダイヤル)

■そ の 他■

- (1) 試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
- (2) 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
(なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可。)
- (3) 携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。
- (4) 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年三月十九日までとする。

平成十五年三月二十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフィーバー X	株式会社三共	二〇〇九八三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフィーバー X	株式会社三共	二〇〇九八三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフィーバー X	株式会社三共	二〇〇九五六

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフィーバー X	株式会社三共	二〇〇九八六
株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRパワフル球ちゃんL	株式会社メイシー販売	三〇〇〇二六
株式会社ジェイピーエス 代表取締役 綾部征四郎 大阪府大阪市西淀川区姫島六丁目九番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ウルトラ200x	株式会社ジェイピーエス	二四〇九六七
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アクアマリン	株式会社大都技研	三四〇〇〇六
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRキン肉マンM	マルホン工業株式会社	三〇〇〇四五

<p>株式会社エレクトック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中村区見寄町一 二五番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CR果物 物語R</p>	<p>タイヨー エレクトック 株式会社</p>	<p>三〇〇〇四〇</p>
<p>株式会社エレクトック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中村区見寄町一 二五番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CR果物 物語M</p>	<p>タイヨー エレクトック 株式会社</p>	<p>三〇〇〇五四</p>
<p>株式会社エイベックス 代表 取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目六番 五号</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>ブルーフ アング</p>	<p>株式会社 エイベッ クス</p>	<p>二四〇九九八</p>
<p>株式会社バルテック 代表取 締役 中野純弘 大阪府大阪市北区本庄東一丁 目一番一〇号</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>ダイダイ 30</p>	<p>株式会社 バルテッ ク</p>	<p>二四〇八八三</p>
<p>株式会社バルテック 代表取 締役 中野純弘 大阪府大阪市北区本庄東一丁 目一番一〇号</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>ミナミノ テイオウ</p>	<p>株式会社 バルテッ ク</p>	<p>三四〇〇二〇</p>

<p>株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CR天才 パカボン 2WE</p>	<p>株式会社 大一商会</p>	<p>三〇〇〇三</p>
<p>株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CR天才 パカボン 2X</p>	<p>株式会社 大一商会</p>	<p>三〇〇〇二四</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番